



目 次

告 示 ページ

障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	482
障害者自立支援法による育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	483
障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	484

公 告

開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	485
------------------------------	-----

水 道 局

給水装置工事事業者の指定【水道局給水部配水管理課】	486
---------------------------	-----

市選挙管理委員会

各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】	487
--	-----

北九州市告示第42号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する
育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をし
たので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月7日

北九州市長 北橋健治

指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
オーエス清水薬局	北九州市小倉北区清水二丁目1 1番14号	平成24年3月1 日

北九州市告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月7日

北九州市長 北橋健治

指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧 医療法人八幡クリニック	旧	北九州市八幡東区尾倉三丁目 6番1号	平成24年3月 1日
新 医療法人ひがしだクリニック	新	北九州市八幡東区東田一丁目 6番2号	

北九州市告示第44号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月7日

北九州市長 北橋健治

1 病院及び診療所（精神通院医療）

自立支援医療機関の名称	自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
医療法人重森医院	北九州市八幡西区町上津役西四丁目1番5号	診療科閉鎖による	平成24年2月8日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

自立支援医療機関の名称	自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
サン調剤薬局	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目14番12号	閉店による	平成24年1月31日

北九州市公告第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成24年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区大字蟹住1411番のうち、1412番2、1412番5及び1446番1のうち	北九州市若松区大字蟹住1435番地 医療法人住田病院 理事長 住田靖尚

北九州市水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月7日

北九州市水道局長 吉田一彦

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
N-131	植村商会	植村正次	北九州市八幡西区 大平二丁目13番 36号	平成24年 3月1日
N-132	株式会社 未輝設備	松野敏明	北九州市八幡西区 大字笹田12番地 の121	平成24年 3月1日

北九州市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

北九州市選挙管理委員会
委員長 及田慶一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,077人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万636人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区の選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万9,658人
小倉北区 4万9,799人
小倉南区 5万7,860人
若松区 2万3,520人
八幡東区 2万261人
八幡西区 7万21人
戸畠区 1万6,823人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

13万3,970人